

Title	奈良時代の商業及び商人について
Sub Title	
Author	伊東, 彌之助
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.5 (1948. 5) ,p.232(1)- 251(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19480501-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480501-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

寺尾琢磨譯

A 5版 八七四頁 五五〇圓(豫定)

マルサス人口論

(第六版)

第一編 世界の文化劣れる地方並びに過去の時代に於ける人口に對する障礙に就て

第二編 近代の歐羅巴諸國に於ける人口に對する障礙に就て

第三編 人口原則より生ずる害惡の除去を目的として嘗て社會に提案され又は實施された諸種の制度又は方策に就て

第四編 人口原則より生ずる害惡の除去及び緩和に關する吾人の將來の豫想

領土・資源・生産組織の大量喪失、それに加ふるに龐大な海外同胞の歸還あり、一方依然たる高出生率と相俟つて、我が國は、史上未曾有の人口過剩國となつた。日本再建の大前提が、徹底せる人口制限にあることは何人にも説明を要しない。マルサス人口原則が特別の重要性を持つて今更の如く振返へらるゝこと今日の如きはない。本社が資材不自由なる現在、この八七四頁の巨冊を敢て刊行する所以は、朝野の人士に、この我が國の現状を豫想して構成されたかの感ある人口の鐵則を味讀する機縁を提供し、新々マルサス主義を確立し、以つて新しきは日本の建設に資したいがために他ならない。

慶應出版社

奈良時代の商業及び商人について

伊東彌之助

諸樂右京藥師寺の僧景戒が弘仁年間に著したと稱せられる「日本國現報善惡靈異記」は佛教の因果應報の理を示し、人々を善導するために、漢の「冥報記」、唐の「般若檢記」にならつて、例を日本に採り、百二の説話を盛つたものであると云ふが、その全篇を貫いて感ぜられるものは、後世の因果應報論の如き、未來、來世と云ふ如き甚だ遠き成果を求むるにあらずして、現世のそれであり、たとへ現世ならずとも假死の人が蘇生して傳へ得る程度の近き來世に、その結果が現はれる現世主義的のものである。通常佛教と云へば厭世的であり、無常思想・禁慾主義などを聯想するが、この書には左様なもの、片鱗をも見出し得ない。現實の快樂を願ひ、名利を望んで信仰をする。例へば兩親を失へる貧しき諸樂の一少女は觀音菩薩を信仰し、菩薩像の手に繩を撃ぎ、それを牽き乍ら、我に福を施せ、早くくと晝夜泣いてせきたて、遂に奇事あつて大富を得る如き、(中卷第卅四)或は天平勝寶の頃、御手人東人と云ふ者が吉野山に入つて法を修め、觀音の名號を稱へ乍ら、銅鐵萬貫、白米萬石、それに美女及び多くの福徳を施せと云ふ甚だ慾深き祈願をしたが、これも結局信仰の功徳によつて大福を得る(上卷第卅一)と云つた如きである。かく人世を富み、豊かに送ることを理想としてゐる以上、致富への諸々の行爲は當然是認されねばならぬ。そこには強烈な個人主義的營利追求が見出され、貸借、出舉、商行爲は不正の行爲をなさざる限り正當なもので、人々はそれを以て富み

奈良時代の商業及び商人について

榮ゆべきであり、佛への信仰、他人への善行はそれを助長するであらう事を強調する。説話中の營利行爲は著者が僧侶であるから寺院に關係ある貸借出舉についてがその大部を占めるが、商行爲も間接に是認されてゐる。(註一)

然らばこの「靈異記」は雄略天皇以降、主として平城京全盛の頃の説話を例として輯録してゐるが、事實その時代の人々はかうした零圍氣に生活してゐたのであらうか。この時代に略々照應するものに大寶から寶龜にかけての文獻を収載した「大日本古文書」がある。云ふ迄もなく正倉院に保存せられた文獻を中心とせるため、その大部は東大寺關係のもので、勢ひ當時の人々の生活も東大寺を通して覗はねばならぬ不便はあるとしても、當時の思想、實生活を知る上に缺く事を得ない。今この文書から東大寺の下級官吏の商行爲を先づ摘出し、次で繼續的な商行爲―商業に入つて行きたい。

(註一) 例へば寺の交易錢を元手とした商行爲は必ず儲かると云ふが如きで後に觸れるであらう。貸借出舉については榊原嚴著「日本靈異記に現れた佛教的微利論」(國民經濟雜誌 六六ノ六、昭和十四)がある。

二

天平寶字六年十二月十六日少僧都慈訓の宣によつて二部大般若經奉寫の企劃がなされ、その費用は節部省から下附された綿一萬六千四十噸、祖布八十段、辛櫃三十五合を以てあてる事になり、直ちに賣却手續がとられた。云ふ迄もなく奴婢の買取に稻何千束を以てされたこと(二ノ五二二)(註一)其他、「大日本古文書」廿五卷を通じて、所謂物品貨幣で物が買はれた例を多く見ることが出来るが、その大部分は京を遠く離れた地方のことであつて、京の中では同じ奴婢の賣買にしても貨幣何拾貫を以て評價されてゐる。(三ノ三二二)後述する處であるが、平城京の東西市は金屬貨幣を以て多量の物資の盛んな賣買が行はれてゐた。貨幣は平城京及びその附近一帯の地域では今や最も便利なる

交換財として貴重視され、從來の物品貨幣たりし調布ですら貨幣を借りる質物となつた(六ノ二八五)程普及された。然るに當時の貴族及び寺院の收入とする處のものは、封戸よりする米、綿、繩、布などの現物納を原則とした。是等は勿論、それを儘で消費され、亦支拂はれもされたが、他の物資購入のために一部はどうしても貨幣に換へる必要があつた。資金調達には彼等の經濟の重要な一機構をなしてゐたと想像される。而してこの二部大般若經奉寫の資金調達は比較的規模大にして、その手段の明かな點、興味深い。さてその物品の販路であるが、同年潤十二月六日迄の成果は

- 「八百四十五貫二百四十文 賣綿一萬三千四十六屯直
- 七百廿二貫三百五十五文 賣綿一萬一千四十五屯直
- 右、潤十二月六日以往、附人々賣綿直如件
- 一百一十一貫四百四十文 賣綿一千七百四十八屯直
- 右、潤十二月六日、附上馬甘下道主二人、下綿二千屯内
- 十六貫四百四十五文 賣綿二百五十三屯直
- 右、十二月廿三日、附社月足、買難波遺綿一千屯内」(十六ノ七二、七三)

祖布以下は略する。この内第二と第三とは造東大寺政所の名に於いて賣綿されたものであり、これは説明上後述するとして、第一の人々賣綿の内容を賣料綿下帳(十六ノ七三―七三)によつて表にすると左の如くであり、前記文書の數字と完全に一致する。

人名	下綿	賣綿	屯別價格	貫	文
				一一、〇四五	六四一六五
					七二二、三五五

奈良時代の商業及び商人について

社下月足	二、〇二屯	二、〇二屯	六〇一七〇	一三八、五〇〇
散位(十五ノ一九二)				
上馬 廿	二、二〇〇	二、二〇〇	六五七七一	一五一、二三〇
史生				
土師名道	一、四〇〇	一、四〇〇	六〇一六五	八七、〇〇〇
史生				
川原人成	二〇〇	二〇〇	六〇	一二、〇〇〇
大友公	一〇〇	一〇〇	六〇	六、〇〇〇
豎子				
秦虫萬呂	四〇〇	四〇〇	六〇	二四、〇〇〇
調皆萬呂	一二〇	一二〇	六〇	七、二〇〇
主典				
美濃奥萬呂	一〇〇	一〇〇	六〇	六、〇〇〇
一等丹工(十六ノ三〇九)				
染部枚人	三〇〇	三〇〇	六〇	一八、〇〇〇
散位(十五ノ一九二)				
下道主	一、二〇〇	一、二〇〇	六〇一六六	七六、一〇〇
飯高二郎	一〇〇	一〇〇	六〇	六、〇〇〇
判官				
巨勢若子	二〇〇	二〇〇	六〇	一二、〇〇〇
葛井根道	三〇	三〇	六〇	一、八〇〇
史生				
三秋年繼	一〇	一〇	六〇	六〇〇
				刑部荒嶋
				調皆萬呂
				舎人(十六ノ三二八)
				山守名事

舎人(十六ノ三二九)				
茨田千足	五〇〇	五〇〇	六五	三二、五〇〇
丹生黒公	一四九	一四九	六五	九、六八五
藏人				
谷馬 廿	二、〇〇〇	二、〇〇〇	六六	一三二、〇〇〇
舎人(十五ノ二三〇)				
阿刀乙萬呂	一六	一六	六五	一、〇四〇
別當所	五五〇	五五〇	六〇	三三、〇〇〇
豎子				
飯高息尼	三二〇	三二〇	六五	二〇、二〇〇
僧				
光 豊	三二〇	三二〇	六五	二〇、二〇〇

この外同帳に記載されてはゐるが、未決済のため保留されたものに

がある。この時の賣綿はその後も續いたが、數量少く、従つて自家需要のためのものもあると想像され、以上のみ採り上げて事足りると思ふ。

こゝに人々と云ふのは前掲の表の上に掲げた様に東大寺の下級官吏で、彼等に一屯何文と定め綿が下附され、他に賣却せしめられた。その賣却行為は勿論、所屬する寺院の資金調達の爲めで、殊に史生、舎人、散位等の事務官は平生から別當、將領、案主となつて物資購入事務に通じて比較的商行爲に明るいから、職務の上で懸命に努力したものであらうが、他方技術官たる染部枚人や、未だ年齢の若い豎人などがこれに参加してゐるのは職務上ばかりでなく個人的に營利行為を手がけてゐたからかも知れない。事實彼らが短期間に多量の綿を賣却し得たのはそれを物語ると

云へやう。更に彼等のうち主典美濃奥萬呂や判官葛井根道は自分で下綿を處分せず舍人等を使用した事實は、元明天皇和銅五年十月の「禁六位已下及官人等服、用蘇芳色并賣買」に吻合し、(續日本記 第五) 賣買たるを他の面から證したものと云へやう。賣買たる以上、彼等は一屯何文と定められた以上に賣却して利益を得たのであらうが、それは文書の上で示されてゐない。たゞそれ以下で賣却せざるを得なかつた場合でも定められた價格は上納せざるを得なかつた。

「謹恐情請處分」

所賜綿卅連 先日仰給直屯別六十五文者且進納錢拾肆貫

右、緣先日宣、如數將進思食、遣外國交易、附不能人、每物賣減、不堪望心、仍望請垂鴻恩寵、依所請狀領納幸甚、今所遣錢、依墾田來、隨宣旨狀、追可奉上、于細事趣、舍使師口狀、不勝至願、伏乞處分、

天平寶字七年二月廿九日

飯 高 息 足

謹上 佐官尊左右邊 (十六ノ三四〇一)

この飯高息足の數願書は天平寶字六年十二月廿八日僧光豐と共に綿三百廿屯を一屯六十五文の割合で賣却すべく定められ、内二十屯一貫三百文は即金で納めたが、殘部は人に托して「外國交易」せしめた處、六十文以下で賣却したため、賣上錢十四貫を進納し、不充分は自分の墾田の所得によつて填補せん事を懇願したものである。事實三月三十日殘額四貫九百文を納めて責任を果した事は賣綿下帳(十六ノ七六)に示されてゐる。

又自己の損益の下に賣買が行はれたのであらう事は各人の下綿の數量の區々たるを見ても知り得る。若し松平年一氏の云ふ様に(註二) 東大寺の命令で分擔され賣却されたのであるならば、その割當量はより劃一的であらうと思ふ。前掲の表に下綿と賣綿の數量が同一であるにも拘らず尙掲げた所以は、政所の名に於いて賣られた第二、第三の

場合の下綿と賣綿の量の差あることと對比するためである。彼らは自己の賣買の力量の目算の下に希望量を寺より拂下げして貰ひ、營利に轉用したのであり、寺院側も亦、さうする事により資金調達の一手段に流用してゐたのであらう。

東大寺の下級官吏の或者が明瞭に商行爲をなした證據としては左の文書がある。

「謹解 申請商錢事 合伍貫文」

右錢限八箇月、成半倍將進納、若過期日。成壹倍將進納、仍舉事狀、謹以解

天平寶字五年八月廿九日

丸 子 人 主
保染部造枚人 (四ノ五〇七)

丸子人主は法華寺金堂造營の際、既出の下道主と共に案主(十六ノ三一一)たりし人で、保證人染部枚人は賣綿に關係した丹工その人である。この文書で聯想するのは「靈異記」の左京六條五坊に住む檜馨島と云ふ男が聖武天皇の時、大安寺の修多羅分錢一交易錢、商錢一三十貫を借りて、越前敦賀に行き、商品を船載して歸る物語(中卷第廿四)であらう。丸子人主がこの商錢で何んな商行爲をしたかは、以上の月借錢解が一片の斷簡であるため分明でない。

これから更に聯想を逞ふすれば「大日本古文書」に七十餘通も殘されてゐる月借錢解の解釋に疑問を持有得る。通常これは寫經生の餘裕なき經濟生活を遺憾なく暴露するものとして例證されて來た(註三)が、この借錢解は天平勝寶二年より寶龜四年に涉る期間のもので物價騰貴の最中のものである。この間の物價は喜田新六氏が調布、白米、糯米の重要商品と筆、墨、木履の日用品の價格から推定した研究によれば、和同開珎錢發行以來漸進的騰貴をしつゞけてゐたが、天平六、七年の頃に至つて急激に上騰し、寶龜元年に至り極まれる事を知り得る。この間の物價は約十倍

奈良時代の商業及び商人について

の騰貴であると云ふ。(註四)かゝる物價暴騰の折、寺院よりの布施—給料—を以て唯一の収入としてゐた寫經生が天平勝寶二年から五年頃までは「八箇月半倍」、年利率に換算して七割七分を、更に寶龜三年には「利每百一月十三文」、年利で十五割六分、翌四年に至つては更に甚しく「一月百文別十五文利」即ち年利十八割の利率の金錢を甘んじて融通受けたであらうか。更にはその質草に將來受くべき布施を以てし、或は自己の家屋を、或は宅地、口分田を、甚しきは娘を身入れしてまで借受ける借錢が、單なる家計の償ひのためのみであらうか。物價暴騰の折であるから左様な消費生活に費やされるものならば質入せず賣拂ふことであらう。そうでなく重要なものを敢へて質草とする所以は返済に確信があつたからに外ならず、恐らく商行爲を行つたからであらう。寶龜十年九月二十九日の「勅曰、頃年百姓競求利潤、或學少錢、貪得多利、或期重契、強責質財、末經幾月、忽然一倍」(續日本記 卷卅五)は從來云はれる様な金錢貸借上の惡弊指摘のみに止らず、一般庶民の利益慾の旺盛にして社會を毒するを戒め、その時代の風潮を反映せるものであらう。

かゝる商行爲の普及は商業の著しき發展を示すものである。貨幣の出現とその圓滑なる流通は商業を生産者と消費者との間の單なる交換から脱せしめ、貨幣獲得のための購入、販賣と云ふ繼續した専門行爲を發生せしめる。寺院の數々の交易錢が多くの人に求められ利用されるのも、それを資金にして商行爲をなし利益を獲得せんがためであり、寺院側ではその借錢奨勵のために、寺院からの借錢から得る利益の保證を信仰の上でしてゐるのが「靈異記」に見られる。(中卷第廿八)

(註一) (二ノ五二二)は大日本古文書第二卷五二二頁の略。以下同様。

(註二) 松平年一著「官寫經所の用度綿寶却に關する一考察」(歴史地理 六二ノ六 昭和八、七二頁)

(註三) 木代修一著「奈良朝に於ける寫經生の生活」(歴史教育 七ノ七 昭和七 一九一—二四頁)

(註四) 喜田新六著「奈良朝に於ける錢貨の價値と流通とに就いて」(史學雜誌 四四ノ一 昭和八、九一—一五頁)

三

當時の商業の主なる形態には市と行商とがあげられる。さうした面からの商業については是迄も數々の研究があるが、商業の發達様想を具體的に示すために、こゝでは多少の補足を加へ乍ら從來の研究の總括をして見たい。

先づ市場商業であるが、云ふ迄もなく市は古き時代より存在した。輕市、餌香市、海石榴市、阿斗桑市等を文献から拾ふ事が出来、又九州地方にも「魏志倭人傳」によつて市が盛えてゐた事が推察せられる。然し市場の構成が幾分でも分明になるのは律令の制定によつて京の東西市が成立してからである。東西市は「扶桑略記」に「大寶三年癸卯、始立東西市」(第五)とあるにより、既に藤原京に存在してゐたことは現在では定説になつてゐる(註一)が、市場の位置、内容については平城京の如く明かにされてゐない。元明天皇和銅三年帝都は平城に遷され、東西市も平城京左右八條三坊に定められた。(註二)以後天平十三年恭仁京遷都沙汰の際、一時市の移轉が行はれたが、まもなく復歸し、延暦五年長岡遷都まで永く同所に榮へた。平城京の東西市についてはこれ亦、「大日本古文書」の老なる文献が律令の關市令の肉付けをなし、その構成及び規模を示して呉れる。關市令によれば東西市は市司の監督の下に市人は「以午時集、日入前擊鼓三度散」じた。市場内には肆があり「每肆立標題行名」の規定は肆に商品名をつけた看板がつけられた事を物語つてゐる。市場で賣買された商品名を文書の上で拾つて見ると、明らかに東市より買つたものには鑽(一ノ六三二)、押釘、琉璃玉、壺(一ノ六三三)、布、鰻、堅魚、海藻、鹽、折櫃(二ノ六四一)、筆、墨(四ノ二四五)、索餅(四ノ二七六)、木畫軸、珠丁軸、塙(四ノ二七七)、水麻笥(四ノ五〇九)、生瓜、茄子、

奈良時代の商業及び商人について

芋柄、水葱、心太、俵薦、小刀、布乃利、田東麥(十三ノ二六四)、凡紙、扉(十三ノ二六五)、乾麥(十三ノ三五七)、麻油、末醬、瓮、籬、杓(十四ノ七六)、和炭(十五ノ二二九)、白米(十六ノ八三)、饅子、青菜、大根、荒醬、黒米(十六ノ八三―四)、純(十六ノ八八)。西市よりは生瓜、生大豆(四ノ二八八)、青瓜、水葱、茶、苧(十三ノ二六四)、茄子、生薑、椒粉、凡紙、飾料紗(十三ノ二六六)、和炭(十五ノ二二九)、米(十六ノ二八六)。單に市より購入したのみ知れて前者と重複しない商品には綺(十四ノ三三)、糯米、芋、糸(十四ノ七九)、粟子、春芥子(十四ノ八〇)、米(十四ノ三四八)、小麥、干粟子、苧、醬酢、干柿子、生古毛、稭蓐、山藪、竹箒、明櫃、箬竹、料番錢、木履、薪、炭(十六ノ九七―九)、調葉薦、麻、交易綿、菲、細布、鏡、柏、松(十六ノ九四―五)、蓆、折薦、前薦、塙塊、塙片塊、美坏、鹽坏、塙佐良、麻笥、大豆、小豆、菘(十六ノ一〇七)、塙盤(十六ノ一三三)の多種類に登る。又取扱へる商品の量から云へば先きの寫經事業に先立つ賣綿の際の第二の下綿二千屯は東西市で賣出され、その内一千七百四十八屯が捌かれてゐる。(註三) 其賣上金額は別の支出と合せられ、市より商品を購入してゐるが、現在まで残されたその一部の購入報告書を見ても、商品保有量の如何に多かつたかと判然とする。即ち賣綿七百二屯代と下錢百貫を以て天平寶字六年潤十二月六日に購入したものは紙七千六百張、價十三貫五十文。純百廿四、價百廿三貫六百八十文、其他雜物を雇車四臺を以て運搬する數量であつた。(六ノ一三二―四) 以上の商品名を見て延喜式の東西市座名に比較すると澤田吾一氏が指摘せらるゝ様に、武器、魚類、牛馬及び婦人用具を除く殆んど全部が既に見出され、是等不足のものも寺院に必要としなかつたから購入しなかつたまでであらうと想像されるから、(註四) 質的に見て平安京のそれと大なる懸隔はなかつた様に思はれる。たゞ市場の形態、規約の整備の點ではかなりの差違が見られる。例へば平城京の東西市には平安京のその様に兩市に專賣の商品が法律で定められてゐたかどうか、或は開市の期日の差が兩市にあつたか

どうか、明瞭には判らなう。

かうした規模にまで擴大された市場には當然市場専門商人の存在が想像される。然るに喜田新六氏は市人と云ふ特別専門商人はなかつたと云はれる。即ち雜令「皇親及五位以上、不得遺帳内資人及家人奴婢等、定市肆興販」とを引例して市肆を出して交關したものは五位以下の者及び一般百姓であつたとし、彼等は商品や生産品を仕入れて塵頭に販賣する坐商でなく、一般に持寄つて市司監督の下に交關したものであり、市の目的は消費者のためのみではなく、生産者のためでもあつた筈だと云ふ。(註五) 又宮本又次氏も「市に於ては生産者と消費者の直接交換があるのみで」「市人なる特定用語が出来るのは式になつてからである」とせられる。(註六) 勿論、生産者が市に出て直接賣つた事もある。「靈異記」に振賣の記事が見え、(中卷第十九) 市に振賣商人が來た事は確かであるが専門商人も既に存在した。既出の雜令で皇親及五位以上が市肆を定めて興販する事は出来なかつたが、「其於市沽賣」とはその直後に述ぶる處で、皇親及五位以上と雖も市にて交關することは自由であつた。市に於いて沽賣と市肆を定めて興販する行爲とは明かに區別せられて、市場専門商人の存在した事を却つてこの條文は示してゐると云へる。又市人の用語は「式」を待つ迄もなく「續日本紀」の所々に散見される。例へば天平十六年間一月聖武天皇は遷都の便宜を市に問はれた。「市人皆願以恭仁京爲都、但有願難波者一人、願平城者一人」と(續日本記第十五) この市人は翌十七年五月「恭仁京市人徒於平城、曉夜爭行、相接無絶」(前同第十六) とある市人で、單に市に集つた人々と云ふのではない。特定の市肆を持つた人々を指すことがこの文面から推測せられる。

東大寺の寫經所に茶賣女が來た記事が「大日本古文書」に見られ、(十七ノ四一〇) 前掲の様に東西市に振賣の賤民がゐたことも知られる。かうした僅かの荷を持つて消費者の宅や市に來る近距離行商は餘剩生産物を賣歩く生産者が

多いであらうが、又交通の不便なる時代には僅かの土地の隔りで商品の價格の差が現はれ易く、その間に利鞘をとる行商も行はれた事であらう。京内の東西市ですら價格に差違があつた事は次の文書で知り得る。

「一所買利炭事

右、平章東西炭價、猶買西在益、宜照此趣、可買彼所、今以狀牒上、

一若買炭有者、付此使度宜

五年十一月九日、

額田部 筑紫 狀

使川内 金弓

上吉成殿門」(十五ノ一二九)

東西兩市の和炭の價格を比較して買ふなら西市するのが得であると述べた書狀である。これが京の内外となると一層の開きを見る事となるであらう。その恰好な例を天平寶字六年十二月の賣綿の時の第三の難波での社下月足の行爲の中に見る事が出来る。難波に行つた社下月足へ東大寺政所からあたへた符に

「符 難波使社下月足弓削伯萬呂等

一米黒十五石 白隨價得 海藻三百連 鹽二百果大小豆麥等先如買、自余海菜隨買得、直二貫以下限、

折疊隨得耳、又細繩廿了若在

右、得進上狀、具知事趣、但綿者、上件物彼錢限買取、即返船乘、月十日以前入京、以不得巡廻、又雖直六十三四文充買之、非五文已上者、不得賣却、今具狀、附廻使阿刀乙萬呂、以符、

主典 安都 宿彌

天平寶字六年潤十二月一日」(十六ノ一〇九)

社下月足等の難波使は錢五十貫と一千屯の下綿を持つて難波へ下り、(六ノ九二)綿は屯別六十五文以上で賣却し、その代金と五十貫の合計金額で米黒十五石以下の物品を買入れる様命ぜられた。この交關が難波の市で行はれたかと

うかわからぬが、賣綿の成績は頗る悪く一千屯の内賣れたのは二百五十三屯、祖布五端のうち賣れたのは四端、計十七貫五文にすぎなかつた。(十六ノ七三)然し社下月足の使命はそれのみでなく、符の文面の綿を「直六十三四文充買之、非五文已上者、不得賣却」は松平年一氏が云はれる様に持參の綿を六十五文以上に賣つて諸物品を買入れようとする反面、六十三四文の綿を買漁るのは需要のための購入でなく「彼錢限買取、即返船乘、月十日以前入京」し、難波と平城京との價格の差をとる思惑買であつたと解すべきである。(註七)斯様な鞘取り商業は商品移送の力あるものにとつては魅惑あるものであつたらうし、その利益は莫大なものと思像される。

遠路の商品運送は當時の險惡な道路、危險な船舶、それに盜賊の横行を克服せねばならなかつたから、力もあり資金も豊富なものではなければ出来ない。國司、顯官、富豪の輩がそれを行つた。九州の富豪が商品を中央へ送らんとした事は延暦十五年十一月廿一日の太政官符によつて既に天平十八年「官人百姓商旅之徒」の豊前、豊後より難波へ「任意往還擅漕國物」を禁じた符あることを知り、(類聚三代格卷十六)又大同四年正月廿六日の符によつて「太宰部内出米先有禁制而今同官人任意運米、郡司百姓寄言他物、詐受過所往來商買、相絶不絶、宜嚴禁斷」の符が延暦十二年に出た事を知り得て(前同卷六)、その片貌を覗ひ得る。(註八)京と所管の國との往來に便宜ある國司が商行爲を行つてゐたことは澤田吾一氏が指摘された。即ち天平寶字四年八月の勅の「大隅、薩摩、壹岐、對馬、多嶺等司、身居邊要、稍苦飢寒、出學乏稻、曾不得利、欲運私物、路險難通、於商量、良須矜愍、宜割太宰所管諸國地子各給、守一萬束、掾七千五百束、目五千束、史生二千五百束、以資遠戍、稍慰潮情」(續日本記卷廿三)の中の私物は私商品であると云はれる。國司の私物移送の禁は屢々出づる處で、天平八年五月には「先是有勅、諸國司等除公廩田事力借貸之外、不得運送者、太宰府管内諸國已蒙處分訖、但府官人

奈良時代の商業及び商人について

者、任在邊要、祿同京官、因此別給仕寸公廩稻、亦運送之物、色數立限、又一任之内不得交關所部、但買衣食者聽之」(前同卷第十二)とあり、天平勝寶六月九月には重ねて「又覽去天平八年格、國司等所部交關、運物無限者、禁斷既訖、然猶不肯承行、貪濁成俗、朕之股肱、豈合如此、自今以後、更有違犯、依法科罪、不須矜宥」(前同卷第十九)と嚴重なる警告がなされてゐる。畢竟これは國司の私物の移送賣買が頻繁たりしを物語るもので、天平寶字四年の前掲の勅は結局に於いて中途あきらめた默認の形をなした事を示すものと云へる。つまり國司はその管下に於いて權力の下に交關する事が禁ぜられ、國衙の用をなすべき擔夫に過重の移送をなさしめて民を疲らせ、調庸及進上物移送の船に私物を過載して難船の災に會はしむるの弊(類聚三代格卷八)を矯めたものであつて、國司の賣買交易の全面的禁止ではなかつた。(註九)斯様にして國司は商品を京へ輸送し利益を得てゐた。寶龜二年の某國守遺跡の家并資財奪取請返の文書には、左京七條一坊のその私宅の板倉の二字には「稻積滿」、一字には「雜物積」、他の一字にも「物在」と物品の充満してゐた事が知られ、これが國司の私物であつた事はそれを廻つて家族の鬻争が行はれたによつて知り得る。(六ノ一二九)

- (註一) 藤原京に東西市があつたか否かについては喜田博士と足立博士との間に藤原京に關聯して嘗て論争が囀はされた。(史蹟名勝天然記念物十一ノ七、八、九、十、十一 昭和十一)
- 西村博士も大寶三年の記事は「扶桑略記」の編者の推定にすぎまいと云はれる。
- (西村眞次著「日本古代經濟 交換篇第二册市場」昭和八、三七—八頁)
- (註二) 明治四十年關野博士は平城京の東西市を八條二坊の地と推定し、以後永くそれが定説とされて來た。(關野眞次著「平城京及大内裏考」東京帝國大學紀要工科第三册。西村眞次著前掲「市場」。宮本又次著「日本商業史」然し其後關野博士の研究により八條三坊の地と訂正された。(關野眞次著「日本建築史の研究」昭和十八、三〇—二頁)
- (註三) 松平年一著前掲論文六九頁によればこの賣綿に東西市が利用された記事を見出せない様に云はれるが誤であ

る。

(註四) 澤田吾一著「奈良朝時代民政經濟の數的研究」昭和

二 五五四頁

(註五) 喜田新六著前掲論文 三一頁

四

かく商業も盛んに行はれ、人々の營利心も旺盛に見える時代にも拘らず、當時の法令を見ると賣買行爲の禁止、制限條項の多いのはどうした事であらうか。僧尼令によれば「凡僧尼、不得私畜園宅財物、及與販出息」と云ひ、雜令では皇親及び五位以上の者が帳内、資人、家人、奴婢を派し市肆を定めて興販するのを禁じ、又官人も賣買し得なかつたことは既述の如くである。然らば實際に商人たり得たのは果して何者であつたらうか。既に専門市場商人が存在してゐたが、彼らはどんな身分の者であつたか。商人たり得ざる禁令は多いが、商人を規定する内容のものは甚だ少い。寡見の範圍では神龜五年三月廿八日の太政官謹奏の外五位の者は「欲令家人奴婢居住市廛興販即聽」(類聚三代格卷五)とあるのが、市商人たり得る唯一の規定である。これによれば本來家人奴婢が市人たり得たのであるが、同じ家人奴婢でも皇親及び五位以上の者の家人奴婢は既出の雜令にある如く市肆に興販することが出来ない。この事は家人奴婢が主人から獨立して市商業を行つてゐたのではなく、主人の資本を以て、主人の庇護と名の下にそれは暗黙の名であつたらうが行つてゐたことを暗示する。更に皇親及び五位以上の者の家人奴婢が市人たり得なかつたのは、市商業が賤業であつたから皇親及び五位以上の官位の名譽を毀損するからで、西村博士の云ふ如き市人の保護(註一)から禁止されたのではあるまい。

市人に對するも一つの手がかりに神龜三年の山背國愛宕郡雲上里計帳の紙市戸主出雲臣冠の記載がある。(一ノ三

三三) この記載が山背國計帳—雲上里の外に雲下里及び「大日本古文書」では國郡未詳としてあるが恐らく山背國愛宕郡と考へられる天平五年頃の計帳—の他の戸の記載と比較して異なる處は

「見不輸 伍人 正丁三
殘丁二」

とある箇所である。即ちこの五人を計帳より抜けば

紙市戸出雲臣冠 年伍拾漆歲 殘疾

男出雲臣石前 年參拾參歲 正丁

男出雲臣石楯 年參拾歲 殘疾

男出雲臣田村 年參拾參歲 正丁

男出雲臣石竹 年參拾歲 正丁

この働き盛りを多數擁し乍ら全部が「見不輸」であるため、他の戸の様な輸調錢を全く納めてゐない。従つてこれは紙戸であるからに外なるまい。然し雜戸、品部でもない事は臣と云ふ姓の所有者であり、又雜戸、品部ならば賦役令により「免課役」であり、従つて不課口に算すべき筈であり、又雜戸、品部の特別の計帳に記され、一般計帳に記入すべきではない。この戸は何か特別の事情があつたに違ひない。紙戸については令集解引くところの別記に左の記事がある。「紙戸五十戸、山代國自十月至三月、毎戸役一丁、爲借品部免調雜徭」(卷三) 品部は雜戸と共に大化前代の部民の名残りであり、解放さるべくして解放されざりし人々であつたが、こゝに云ふ借品部とは何を指すか。一般には品部にあらざるものを圖書寮の必要から借りに品部としたものと解釋されてゐるが、この出雲臣冠の戸はその借品部に當るものであらうか。そうなれば或期間だけ課役を免ぜられる見不輸も亦、正當となるかも知れない。この戸が單なる紙戸でなく市の字が間に加はつてゐるのは注意を要する。計帳と云ふ重要な文書の性質上、間に挾つた市の字も意味なき文字ではあるまい。それが貢賦にどう關係したかは知り得ないが、兎角紙戸であると同時に市にも關係があつたのであらう。それが何處の市か知るを得ない。平城京の如き遠方の市人でなく、山背の國の國府の市であつたかも知れない。平城京や難波の外、各國々にも市があつた事は關市令の「市司季別各申本司」の「令義解」註に「本司者、京職及國司」(卷九)とあるによつても知られ、現に福山博士は造石山寺の文書から近江の國府石山に市が立つた事を示されてゐる。(註二)

僅か二例にすぎないが當時の市人が隸屬民乃至隸屬民出身の者によつて營まれてゐた事が想像される。紙市戸を借品部と推定したが、當時借品部は良民ではあつたが、恐らく前代は出雲臣氏の部民であり、解放後もその業を傳習してゐたものであらう。このことは大化以前の市人はすべて隸屬民であり、其後は部民の解放、私賤放良等によつて賤められつゝも其範圍が擴大されて行つた事を物語るのではあるまいか。行商も亦、實際に行つた者は同様隸屬民である。「日本書紀」に最初の商人として現はれる秦大津父は欽明天皇の寵を得、伊勢に行商して巨富を積み、後大藏省の役人に任命された者(卷十九)であるが、秦氏とは云へ戸をも記さぬ賤民であつた。(註三)かくて商業の卑賤視は觀念的な事柄でなく、古き時代は實質上賤民の仕事であつたからに外ならない。

大化以前に於いては市にしろ行商にしろその行爲は部民乃至奴婢によつて行はれたが、彼等は獨立して存在せるものでなく、隸屬民であつた。従つて彼等の商行爲は先きに家人奴婢の市商業で述べた様に、實質上その隸從せる主人の商行爲であつたらう。然るに令では主人の身分の尊卑によつて家人奴婢の商行爲が制限せられる。皇親及び五位以上の者は家人奴婢を派して市肆に興販するを禁ぜられてゐるが、雜令は其文句の直後に「遣人於外處貿易往來者

不在此例」として貿易往來は禁ずる處ではない。貿易とは「以物易財曰質、互相博換曰易」(東學指南)とて物と物との交換であり、(註四)往來は前掲延暦十二年符の「往來商賣」の往來、即ち行商の事であらう。貿易は又廣く解釋すれば賣買も含む。飯高息足の「外國貿易」と云ふ字句は人を他處へ派して地方への綿の賣却であつた。従つて雜令の貿易は「貿易往來」と一詞をなして「外國貿易」「往來商賣」と同義語であるかも知れない。いづれにしても市場商業は禁ぜられ、貿易往來一行商は認められた。それは獨り皇親及び五位以上の者の家人奴婢に限らず、僧尼、官人の興販の禁止も行商には及ばなかつたのであらう。東大寺の難波に於ける利鞘行爲、飯高息足の外國貿易に僧光豐の參加せる一それを物語つてゐる。今日同じ商業行爲と等しく認められる行爲にも貴賤の差があつたものと思はれる。これは何故であつたか。想像が許されるならば遠距離行商は前述の様に力を持ち資金を持たねばならぬこと、その商品は貴族の懇求する珍貴なものを多く含むこと、更には歸化人の隸屬民を多數包擁せる貴族にして多分に爲し得たことなどの原因が成文化したのであらう。

大化以前に於いて商業は現實には隸屬民の行ふ處であつたが、資本家はその主人にあつた。然るに大化以後にあつては部民はその解放によつて一部は全く獨立した商業經營者になる事が出來た。又家人奴婢と雖も獨立した市人になるを得たであらう。家人は石母田氏の研究によれば家を持つた奴婢であり、私業を営むを得た。それは令集解の「假有家人男女十人者、放三四人、令執家業也、釋云、假家有男女十口者、放兩三口令產私業耳」(卷十一)より考へられる事で、家人の家族の一部は常に自分の仕事に従事するを得た。彼等が手工業に従事する者ならば道具を持ち細い技術の體得者であり、彼等が農業従事者ならば土地に結びつき、自己の保有地を持つた耕作者であつた。かゝる自らの家族を養育し、自らの業務を經營した家人は、必然的に自由民と異ならない自身を見出し、其處に自己を奴婢から

解放せんとする運動を起すに至る。(註五)同様のことが商業に従事する家人にも云へるであらう。彼等は自己の資金を以て商業を行つたものであらうし、彼等の商行爲による致富と富による優越感とは、前者にも増した自己解放の自信と勇氣とを必ずやあたへた事と思はれ、それが達成には都市にあつては地方に於けるより個人主義的であるから遙かに容易かつたと想像される。それはこの時代を通じての市人の地位の向上が目立つてすみやかである事によつても察せられる。既述の如く天平十六年遷都の議あるや、その可否は先づ役人に、次で市人に問はれた。平城京に於ける市人の重要性はこの時ですら確立して居り、更に延暦十一年の太政官符には「豪富之室、市鄙之人、猶競奢靡、不遵典法」(類聚三代格卷十九)と葬儀の盛大を戒めし中に市人を入れてゐる。平城京に於いて市人は新興庶民層とも云ふべき存在であつた。

(註一) 西村真次著 前掲著書 四四頁

(註二) 福山敏男著 前掲著書 三一九頁

(註三) 菅野和太郎博士は商工階級は歸化人によつて構成せられたと「我國の商工階級と歸化人」(經濟史研究 二九

號 昭和七)で説べられてゐるが、當時の歸化人は貴族の

隸屬民たる事が多かつたからに外ならない。

(註四) 仁井田陞著「唐宋法律文書の研究」昭和十二、一九

三頁。

(註五) 石母田正著「古代における奴隸の一考察」(經濟史研究 二八ノ六 昭和十七) 一八一—九頁

五

以上奈良時代を通じて商業が活潑に行はれた事を記述して來た。貴族も役人も庶民も、更には新興庶民層と云ふべき人々も商行爲を行ひ、利殖を謀ることに熱心であつた。これ迄は其の面のみを見て來たが最後にその限界を示して置かねばならぬ。商業が盛んであつた、専門商人が既に存在したとは云ふものの、商人階級が出來たのでは勿論なし。こゝに云ふ専門商人とは單なる生産者の餘剩販賣でなく、販賣のために買ふ商行爲する人が現はれたと云ふこと

で、従つてその人は他に農業を営んでゐたかも知れず、何者かの奴婢であつたかも知れぬが、他方資金を運用して賣買行爲をなしてゐたのである。これが一歩進めば純然たる商業經營者が出来たであらう。土地から離れ、貴族の隸屬から離れた自由職業階級が発生するのであるが、この時代に於いては其の萌芽が見られたと云ふにとゞまる。

も一つの限界は、かゝる商業の隆盛は平城京を中心とした一更に適格に云へば貨幣の流通した地域に見られたのであつて全国的なものではない。貨幣の流通は政府によつて大に奨励され、その初め蓄錢叙位の法によつて多くの地方民が位を授けられたが、その地方では貨幣としての交換機能は殆んどなく、貨幣はたゞ地方役人乃至富豪の貯藏の誇りたるにすぎなかつた。斯様な地方で商業の發展は望むべくもない。

商業の經營者からの、又商業の行はるゝ地域からの、この限界内を以上の商業發展を理解すべきであるが、これらの限界があるからと云つてその重要性が失はれると云ふわけではない。都市に於ける獨立の商業従事者の發生過程は氏族制度の崩壊を促進し、その營利慾と個人主義的精神の横溢は地方の孤立的氏族生活に多大の反應をあたへたことであらう。自由職業民の發展の素地が平城京を中心とした地域に見られたことだけでも多大の意義が存するのである。

財政學に於ける經費論の問題 (二)

高 木 壽 一

四、アドルフ・ワグナーの國家經費論

ワグナーは財政學は財政の學問であり、國家・公共體が強制共同經濟として其の職分のために必要とする財貨(特に貨幣)を調達し使用するために行ふ所の經濟の學問であると定義する。財政は國家を行政上に代表する機關、即ち政府を經濟主體とする簡別經濟である。簡別經濟としては多くの點に於て他の簡別經濟と本質的に異なる所がないと云ふ。そしてワグナーは財政を國家公共家計と同意義のものとして居る。財政は財貨(貨幣)を調達し、之を以て國家が強制共同經濟として當然行ふべき任務の遂行のために、主として無形財(公共施設・勤勞給付)を作る。國家及び財政を一の經濟體として見れば、主として有形財の無形財への轉換過程となる。この無形財は國民經濟生活全體にとつても、すべての個人の私經濟的行爲にとつても不可欠のものであるから、之等の國家給付及び國家また財政は「財政の消費經濟的部門についても」國民經濟的意義に於て極めて生産的のものと認むべきである。但し個々の國家活動の技術的また經濟的生產性を判定することは困難であると云ふ。斯くして國家給付並にそれがための財政上の經費全體として國民經濟的生產性を認めるのである。(Finanzwissenschaft, 3. Auflage, 1883, S. 13)

従て租税についても、また租税の經濟的説明の經濟的論據も、租税を以て作られ公共給付に於けるその再生産性に見られると云ふ。(財政學、第二卷、二一九—二二二頁参照)